

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

平成30年4月9日
小松市農業協同組合

小松市農業協同組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおりJA貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1 対象となるお客さまの貯金口座

満70歳以上のJAの貯金口座をお持ちのお客様で、
過去2年以上、JA窓口・ATMでお取引がない方のキャッシュカード発行口座

2 お取引制限について

JAのキャッシュカードを利用した1日あたりの「ご出金(お引出し+お振込み)の合計金額」を10万円に制限させていただきます。

※通帳・印鑑によるJA窓口でのご出金については制限の対象外です。

3 お取引制限の開始日

平成30年4月27日(金)より

4 その他

キャッシュカードを利用した10万円を超えるご出金の取引を希望される場合は、キャッシュカード発行の当JA支店窓口にご相談ください。

本件に関するお問合せ
小松市農業協同組合
金融共済部 金融課
(0761)23-4044